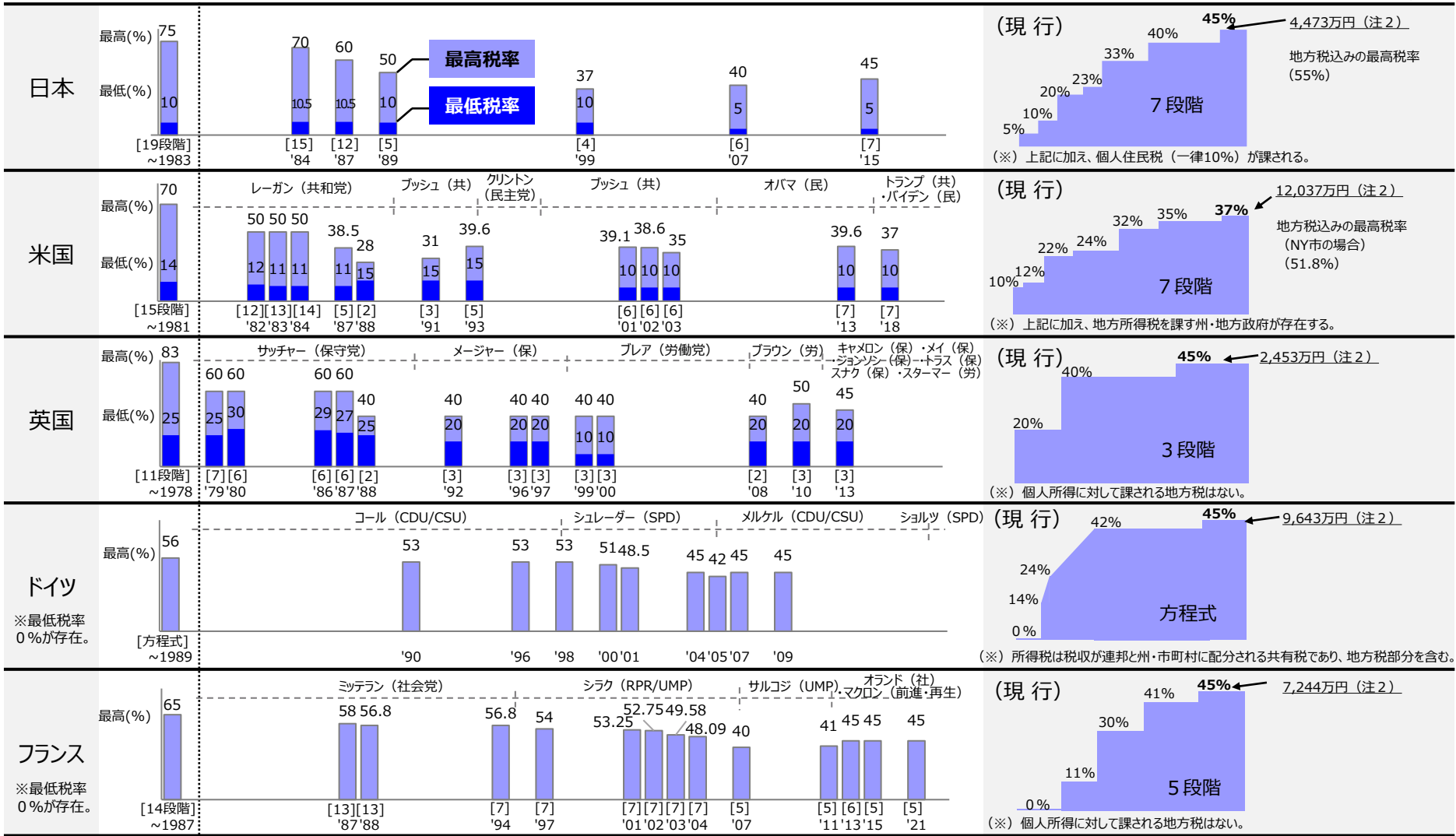


主要国における所得税率の推移の比較

(2025年1月現在)



(注1) 課税年度の途中で新しい税制が施行されている年も存在する。
 (注2) 夫婦2人の給与所得者(片働き)の場合に、所得税(国税)の最高税率の適用が開始される給与収入金額(米国、ドイツは夫婦合算申告の場合)。モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。
 (注3) 比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。
 (注4) 日本については、上記に加え、2013年(平成25年)1月から2037年(令和19年)12月までの時限措置として、基準所得額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
 (注5) ドイツについては、上記に加え、連帯付加税(所得税額の0~5.5%)が課される。
 (注6) フランスについては、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者: 25万ユーロ(4,075万円)、二人以上の世帯: 50万ユーロ(8,150万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。
 (備考) 邦貨換算レートは、1ドル=154円、1ポンド=196円、1ユーロ=163円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和7年(2025年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。